板橋区緑化指導基準作成アドバイザー設置要綱

(令和3年3月4日区長決定)

(目的)

第1条 板橋区緑化の推進に関する条例(昭和54年板橋区条例第36号)第13条の3に基づく、開発行為等を行う土地及び建築物の緑化義務に関する基準(以下「緑化指導基準」という。)の作成を行うために、板橋区緑化指導基準作成アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)の設置に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

- 第2条 アドバイザーは、緑化指導基準作成のために、下記の事項の検討に当たり、緑 化等の専門的な視点、先進事例等を踏まえて助言及び確認を行うものとする。
 - (1)民間建築物の緑化に関する内容
 - (2)公共施設の緑化に関する内容
 - (3)その他区が必要と認めた事項

(委嘱)

- 第3条 アドバイザーは、都市緑化等について実務経験又は専門の学識を有する者のう ちから区長が委嘱する。
- 2 アドバイザーは、4名以内とする。

(委嘱期間)

第4条 アドバイザーの委嘱期間は、1年以内とする。

(謝礼及び支払方法)

第5条 アドバイザーに対する謝礼は、予算の範囲内で支払うものとし、支払い方法と ともに別に定める。

(守秘義務)

第6条 アドバイザーは、職務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(解嘱)

- 第7条 区長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、その受職を解 くことができる。
 - (1) 自己の都合により、解嘱を申し出たとき。
 - (2)心身の故障等の理由により、職務の遂行に支障があると認められるとき。
 - (3) アドバイザーとしてふさわしくない行動があったとき。
 - (4)前条の規定に反したとき。
 - (5) その他職務の遂行に必要な適格性を欠くと認められるとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は土木部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。